



(空知支庁HP そらち道草写真館から掲載)  
新十津川町 終着

# 空知家族会連合会報

## 研修会・交流会報告

### 平成 24 年度「空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会研修会 (交流会)」について

空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会副会長  
佐々木和男 (雪の聖母園家族会 会長)

当会の平成 24 年度研修会 (交流会) は、「明和会ぴあよしの」のご協力を頂き、10月12日 (金) 例年通り開催しました。当日は雨模様で平日にもかかわらず 19名の参加を頂き、午前中に小玉施設長のご講演、午後から生活介護事業所ひかり・就労支援センターフレーザーカントリーの 2 事業所と 4 箇所の GH/CH を見学させて頂きました。講演は、当会の岡田幹事 (美唄学園家族の会) の司会で開催されました。

#### 空知地区知的しょうがい福祉施設利用者 家族会等連合会 石田会長 挨拶

今日は年に一度の研修会で今回 6 回目になります。研修会はその時々注目すべき点や施設訪問を通して、感じた事をそれぞれの家族会に伝えるという役割を担っております。

我々の活動は全道及び全国で行っており、自立支援法が出来るという事で北海道知的しょうがい福祉協会の指導のもと、道内 7 支部で活動しております。全国的には神戸が中心になり活動し、政治的にもいろいろな要望を提出する事が出来るようになりました。今日

の研修会でいろいろと協議して悩み等について語り合えたらと思います。利用者の家族が施設と密接に連絡を取りながら改善し、協力をし、進めて行かなければならないと思っています。

#### 空知知的しょうがい福祉協会 上坂会長 来賓挨拶

毎年、家族連合会が研修会を開き、この様に皆さんがお集まり頂いている事について、大変感謝をしております。先程ご紹介頂きましたが、道の副会長になり北海道の橘会長が日本知的しょうがい福祉協会の会長になりました。会長の役割を 3 人の副会長が分担しております、北海道から始めて会長が選ばれたという事は、北海道の取り組みが日本協会に評価されたというように思っております。

10月6日、砂川子供の国で行われた「空知の力」2 回目の物産展に家族連合会からバンド演奏の協力を得、利用者の方達に大変喜んで頂きました。途中でどしゃ降りになりましたが無事終る事が出来、有難うございました。

#### 【社会福祉法人明和会ぴあよしの 小玉博崇施設長】の講演 「吉野園からぴあよしのへの転換」

新十津川の「ぴあよしの」まで来て頂き有難うございます。私達の事業所に沢山のお客様が来て頂くという事は私達にとって大変嬉しい事です。私どもの事業

所が大きく形を変えたという意味では全国的に話題になっている事業所です。



研修会で説明される ぴあよしの 小玉博崇施設長

法律も今、凄く変わって来ていますが、制度改革推進本部が長い間考えていろいろ提案した内容が殆んど反映されていない。福祉制度は国でベースを作っていました。今後は事業所の指定は、国・道から都道府県・市町村に移行しようとしているようです。条例で事業所の指定基準を決めていくので、地域によってバラツキが出てくるのではないかと考えています。今年の4月から相談支援事業が障がい者の方も始まって、ここ3年の期間で障がい者サービスを使っている利用者全員の支援プランを作りましょうという形になっています。その相談支援事業の支援申請は市町村なので、各市町村によって考え方がまちまちです。全く決定を出してくれない所もあれば、柔軟に出してくれる所もあり、そういう事を考えれば我々事業所というのは、これから不安だなと思いません。制度がどう変わってもこの新十津川町で ぴあよしの として、どう利用者の方が幸せに暮らしていけるかそこを一生懸命考えて行きたいと思っています。

今日の演題「吉野園からぴあよしのへの転換」という事で、元々入所施設から全て入所施設を廃止してケアホーム化した、今後そこから何を目指して行くかというところを少し皆さんにお話出来ればと考えております。私達は昭和50年新十津川町立の入所更生施設吉野園という形で事業を進めておりました。当時、空知管内で道立の福祉村誘致運動が各地で広がっている時で、実は新十津川町も手を上げて誘致をしようとしていましたが、なかなか決まらなくて現在の栗沢町になりました。それで、新十津川町独自で知的障がい者施設を建てようという事で昭和50年6月に吉野という地域で50人定員の入所施設を開設しました。吉野という地域はここから20km離れた所で国道451号線浜益に行く途中にあります。ここ最近の人工流動化で小学校が無くなり、吉野診療所・JAピンネ支所も無くなって過疎化が進みました。

利用者の平均年齢が高くなり、最高齢は90歳を越え80歳代も10人近くおります。そういう状況になってくると今度は介護が必要になってくるし、病気も多くなってきた。車椅子を使う方も増えてきて段差が沢山あると生活しづらく、年齢層が20歳代の利用者もいるので若い方と高齢者の方が同じ部屋で生活は相当息苦しい生活だったのかと感じていました。そういう課題を含めながら建物の老朽化もあり、平成19年に新十津川町は行財政改革のもと、当時保育所・知的障がい者更生施設吉野園・特別養護老人ホームかおる園そこに勤めている職員は町立の施設でしたので地方公務員でした。人事異動で役場から来ていたので福祉の専門職ばかりがいるのではなく、事務職だった職員が吉野園やかおる園へ異動になって来ていました。施設長も役場の課長職で長くいるのではなく何年か置きに人事異動で変わっていました。その様な中で町として大きな施設を抱えていくのは財政的に今後苦しい、という事で平成19年に民営化

するという方針が打ち出されました。当時、新十津川町に社会福祉法人は明和会があり、今の私達の法人ですがこの法人はハーブガーデンというケアホームを運営しておりました。この社会福祉法人明和会が民営化にあたり手を上げて一気にこの町立の施設を受けたのです。

この演題に書かれている「みんなで街づくりを目指して」というのが、ぴあよしののテーマにして行きたい。役場、公務員では出来なかった新十津川の街づくり、これを今まで保護の対象だった、お世話を受ける対象だった知的障がいの利用者さんがマンパワーとして、一人の資源としてこの街の活性化に役立てて行くと言う事を、今後進めて行きたいという事で少しづつ行なっているところです。

自立支援法は平成18年ぐらいからスタートしております。当時それまでは我々のような更生施設とか授産施設など昔のタイプの施設ばかりだったのですが、自立支援法になり生活介護事業所とかGH/CHなど日中帯のサービスと生活のサービスを分離しなさいという事がスタートしたのは平成18年です。5年の期限の中で新しい自立支援法の形に変えなさい、その期限が今年の3月末、今年の3月末で切れてしまったのです。それまでに事業所を転換しなさいというようになると、私が来たのは平成19年4月なので、もう短かったですね。5年もなかったのどうしようかと、資金もないし事業もスタートしたばかりです。そういう意味では本当にどうしようかなと感じました。ただ急いでやってこの先、利用者の生活を守れなかったり、将来性の無いようなものを無理やり作っても、矢張り難しいだろうなという事を考えて、先程言った入所施設吉野園時代の課題をまず解消させる、それは一人ひとりが個別性を重視した生活が出来るようにする、個室を作るそれが一番でした。プライベート空間をしっかりと作るという事。入所施設の建替えでなく、資金が無いという事もあるのですが、ケアホームを建替えようと全部ケアホームにしてしまおうと、自立支援法はもう施設というよりは地域推進型なので、そっちの方に思い切って転換してしまおう、ただGH/CHは皆さんご存知の通り意外と街場のほうに一軒家を借りて、というのが今までの形だったのです、けれども矢張り街場で点在して5~6人づつ70名の方を支援するとなると、なかなか難しいという事と、先程話したように高齢者が沢山いるという状況で、考えたら凄く大変になる、そういう事も保護者会と一緒に話をしていきながら、保護者の皆さんも凄く不安だという事を踏まえながら、個別性を重視し尚且つ今までの施設と変わらない同レベルの支援が出来るということを考えて結果、アパート形のケアホームというのを考えました。

(page 3 に続く)

平成 22 年 8 月に第 1 回目の移転をしております、これは中央地区とって町の中心地に自立型のケアホームを 1 棟、アパート型で建てています、この自立型のケアホームは 1 階の部分が 10 部屋で各部屋にミニキッチンとトイレが付いていて、ほぼ単身生活が出来ようになっていきます。ただ、自分で全部食事が作れないので共有スペースとして大きいリビングがあり、朝晩は職員が作った食事をしていきます、土日のお昼は自分で作って食事をする方もいて、意外と個別性のある生活を送れるような形にしています。それと同時にその 20 名が通う場所は、同じ中央地区にあるフレーバーカントリー、元々入所施設の時にやっていた食品加工を建設業者の倉庫を改修しました。

中央地区に 20 人のケアホームを建てましたが、その時ケアホーム建設に対する反対運動が起きました、吉野園には精神障がいの方も居るし、刑務所に入っていた障がい者も居ると聞くのでそんな人が街に来ては困るというような運動が起こってしまい、私達が一生懸命話合いをしよう地域に説明会を開いたら、吉野園にはこういう人が居るという情報がビラで配られて、賛成している人達・歓迎している人達にも不安を煽ってしまい、非常に苦勞をした状況もありました。そういう意味では、まだまだ障がい者に対する偏見というのは新十津川町立として、30 何年間もこの町で障がい者施設があったにも拘らず、街場では矢張りそういう状況だということを痛いほど痛感しました。そういう意味では障がいがあるという、特に身体障がい者というのであれば分かりやすいのかと思うのですが、知的障がい者とか精神障がい者はどうも何をやる人なのか分からない、私達の地域に問題を起こすのではないかと、物凄く考えてしまうのでしょうか、それにプラスアルファ精神に少し病気があるとか、ましてや昔少し悪い事をした経緯があるとか、そういう事を聞くと不安が増してモンスター化してしまう、これをいくら私達が説明会を開いたり資料を配っても駄目なんですね、何回言っても何回説明をしてもなかなか難しいというのを実感しました。私達も一軒一軒反対をするご家庭を訪問したのですが門前払いをされ、結構いろいろ辛い目に会って私も街を歩くのが嫌だと思った事とか、一番怖かったのはそこに住む利用者さんに迷惑が掛かったら困ると思ったので、これには相当エネルギーが掛かったのです、まず第一に何をしたかというところの地域の街のお祭りを手伝いに行きました、テント張りから何でも全部手伝いました、他に地域のゴミ拾いとか子供会の資源回収とかを手伝わせて頂いている内に段々そういう声が無くなってきました。今は中央区の町内会の役員としても職員

が出て行って活動しています、そういう事と言えば伊達での実践として言われているように「説明して納得とか説得するのではなく街に慣れるそうして街が慣れる」それをするというのが大事だという事を凄く感じております。利用者の方が子供達に混じって一生懸命廃品回収をやっていきますが、私達の仕事はこういうケアホームに住んでいる間、生活事業所ひかりに通所して来ている間、それだけの支援をするだけではもう駄目なのです、彼らが地域住民としてこういう団体活動に参加して行くように、私達を介して彼らが地域の方たちと仲良くなれる場を私達も地域住民の一人としてやっていかなければならないという事が、支援者でもあり友人・友達・知人になって行かなければならないと、私は感じていて今スタッフと一生懸命やっています。ですから結構、土日になると利用者さんを連れて挨拶に行ってます、これも実は賛否両論があって、もし事故があったら誰が責任を取るのかとか。

最後に私達の考え方になるのですが、「緑の分限改革」総務省椎川忍著よりを紹介いたします。

#### 絆の再生の詩

地域は、いろんな大きさの凸凹な形をした人の集まり  
能力も人柄も、使える時間も不ぞろい  
それをパズルのように組合わせてお互いに足りないところ  
を補い合えるように紡いでいく  
そんなふうにして、みんなの力でまん丸い大きな玉をつくること  
それが「絆の再生」  
それを仲立ちできる人は「達人だ」  
地域のなかでそれができたら、他の地域の丸い玉と組合わせて、それをもっと大きな玉にしよう

障がいのある方も子供達も児童も高齢者も地域の方皆なで一つの街を盛り上げていくという事で、その中心となる接着剤となるような動きを私達びあよしのとして街づくりを行なって行きたいという様に考えています。

#### 【食事後の懇談会】

下記の内容でいろいろな意見を出し合いました。

1. 利用者が段々と高齢化になり終末まで介護が出来る施設が必要になるのではないかと
2. 兄弟姉妹が現在保護者になっている方から、親がどの様な想いで居たかを聞いておけば良かった
3. 後見人制度の各家族会での取り組み状況
4. 高齢化になった時に利用者の最後の棲家をどの様にして、誰の見守りで一生を終える事が出来るか、